

子ども発達支援事業

①発達障がい者支援体制整備事業

1 趣 旨

早期支援体制を充実させるために専門的知識を有する人材を育成するとともに、発達障害者支援センター、関係機関が連携を進めることで、発達障がい者及びその家族のライフステージに応じた支援を行います。

2 事業の概要

(1) 実施方法等

- ・ 東部発達障害者支援センターウィッシュ、西部発達障害者支援センターウィンド
- ・ 社会福祉法人に委託

(2) 事業内容

- ・ 発達障がい者等に対する専門的な相談・助言、発達支援、就労支援を行います
- ・ 発達障がい者等への支援を行う関係機関に対する助言・指導を行います
- ・ 巡回支援等により、市町村等の発達障がい者支援をサポートします。
- ・ 発達障がいについて、支援機関の職員や保健師、保育士等への研修を行います。

(3) その他の支援事業

- ・ ペアレントメンター等家庭支援の充実に向けた取り組みを進めます。
- ・ 国が実施する発達障がいの早期発見、小児・精神医療に関する専門的な研修会へ医師を派遣し資質の向上を図ると共に、受講医師による県内研修会を開催しその成果を県内に普及します。

3 平成23年度予算額

61,294千円

(担当課 障がい福祉課)

②在宅心身障がい児援護事業

1 趣 旨

障がい児（者）施設の有する機能を活用し、身近な地域で必要なサービスを受けられる体制の充実を行うことで在宅の重症心身障がい児（者）のライフステージに応じた地域での生活を支援します。

2 事業の概要

(1) 重症心身障がい児（者）通園事業

在宅の重症心身障がい児（者）に対して、通園の方法により日常生活動作や運動機能等に係る訓練、指導等必要な療育を行うことにより、運動機能の低下を防止するとともにその発達を促し、併せて保護者等に家庭における療育技術の習得を進めます。

また、巡回方式や送迎方式を実施することで重症心身障害児（者）施設未設置圏域への要望にも対応します。

ア 実施主体：県（社会福祉法人に委託）

イ 設置圏域：東部、西部2地区の4施設で実施

委託先法人	実施施設	所在地	開始期間
社会福祉法人島根整肢学園	松江療育園	松江市	H10.10～
	松江整肢学園	松江市	H20.1～
	安養学園	江津市	H10.10～
	島根整肢学園	江津市	H15.12

巡回方式	実施施設	圏域	巡回回数
巡回方式	松江整肢学園	出雲圏域	3日/週
		雲南圏域	1日/週
		安来圏域	1日/週
巡回方式	島根整肢学園	益田圏域	2日/週

(2) 重症心身障がい児者サービス基盤整備事業

障がい福祉サービス事業者（医療機関である事業者を除く）が看護職員を加配し、医療的なケアの必要度が高い超重症児（者）等を受け入れる体制を整え、ショートステイ、児童デイサービス等を提供した場合、障害者自立支援法の個別給付等への上乗せ助成（県10/10）を行い、重症心身障がい児（者）の家族の在宅介護支援の強化を図ります。

ア ショートステイ実施事業

イ デイサービス等実施事業

(3) 在宅心身障がい児関係補助金

心身障がい児療育キャンプを通じて心身障がい児の社会適応能力を習得を進めると共に、当該児童の保護者に対しても相談や研修を行うことで家庭における療育技術の習得を進めます。

ア 事業実施主体 島根県心身障害児（者）親の会連合会

イ 補助率 県10/10

3 平成23年度予算額

110,335千円

(担当課 障がい福祉課)